

今回改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を固定して法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。

年金額は、1人当たり賃金（可処分所得）の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、年金財政の均衡が図られるまでの間は、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えることにより給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入した。

1. 本来の年金スライドの仕組み

今回改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは、年金財政の均衡を図るための特例期間（今回の財政再計算の見通しでは、今後、20年程度の間）のみで、その後は、本来の改定方法に復帰することとなっている。

（1）基本的な改定の考え方

厚生年金（報酬比例部分）については、これまでと同様、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、65歳で受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、今回の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金はこれまでと同様、物価に応じて改定されることを基本としている。

（2）スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあ

たっては、税・社会保険料控除前の賃金（以下、グロス賃金という。）の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合（以下、可処分所得割合という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、これまでと同様、被用者年金制度（厚生年金及び共済年金）の標準報酬を用いることとし、可処分所得割合については、今回の改正により固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、これまでは賃金（可処分所得）による改定については、5年に一度の財政再計算年度に過去5年分の改定を行い、それ以外の年度には物価による改定のみを行っていたが、今回の改正では、毎年度、自動的に賃金（可処分所得）による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、65歳で年金を受け取り始める時点での賃金水準により生涯の年金水準が決定されてしまうことから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、実質賃金上昇率については前後3年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数（C P I）の伸び率を基準とするが、賃金（可処分所得）による改定については、年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率（67歳まで）

= 前年の物価上昇率

×3年度前の実質賃金上昇率（前後3年平均）

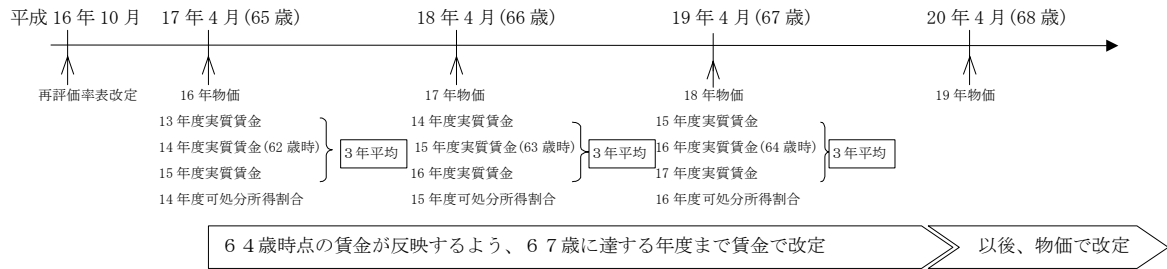
×3年度前の可処分所得割合変化率（厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定）

物価による改定率（68歳以降）

= 前年の物価上昇率

第 3 - 3 - 1 図

【年金額に反映させる要素】（スライド調整がない場合。昭和 15 年度生まれの者）



※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような 3 年平滑化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

（ 3 ）物価上昇率が賃金上昇率を上回った場合の特例等

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金（可処分所得）による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

今回の改正では、物価上昇率が賃金上昇率を上回るような特別な経済状況における年金の改定率も定められた。